

# 創エネルギーのまち・いとしま推進補助金(家庭用蓄電池) 申請書類 チェックリスト

- ・申請には下記の書類が必要です。他の書類での代用はできません。受付は窓口のみ（郵送不可）です。
- ・書類への記入は黒ボールペンでお願いします。消えるボールペンは不可です。
- ・書類不備の場合は受領せずに返却します。訂正時は訂正箇所には訂正印を押してください（修正液不可）。
- ・申請者チェック欄にチェック（☑）をしてお持ちください。
- ・署名（自筆）の場合には原則押印不要ですが、記名の場合には押印が必要です。また、押印の際はすべて同じ印鑑でお願いします。（スタンプ印は不可）

## 交付申請書・請求書（指定様式）

	チェック欄		必要書類・チェック内容
	申請者	市	
1	<input type="checkbox"/>		<b>交付申請書兼実績報告書（様式第1号）</b> ※申請の受付は、工事費の支払日から1年以内です。（ただし、令和5年4月1日以降に家庭用蓄電池を設置する契約を締結した人） ※平日の日中に連絡が取れる電話番号を記載してください。
2	<input type="checkbox"/>		<b>補助金交付請求書（様式第3号）</b> ※振込先は、交付決定者（申請者）名義の口座に限ります。 ※請求書内の記載を訂正した場合は「交付決定者の氏名」欄の署名の右横に押印してください。
3	<input type="checkbox"/>		<b>設備設置承諾書（別表第2）</b> ※所有権が共有の場合のみ提出が必要です。
4	<input type="checkbox"/>		<b>委任状（別表第2）</b> ※申請者以外の方が手続きを行われる場合には提出が必要です。

## 添付書類（任意様式）

	チェック欄		必要書類・チェック内容
	申請者	市	
5	<input type="checkbox"/>		<b>設備設置に要した費用内訳が記載された契約書の写し</b> ※契約書には申請者（発注者）と受注者双方の押印があり、収入印紙（割印あり）が貼付けてあること。 ※契約書で費用内訳や型番が確認できない場合は、別途内訳書、見積書等を添付してください。
6	<input type="checkbox"/>		<b>設備設置に係る領収書の写し</b> ※領収書のあて名は申請者であり、収入印紙（割印あり）が貼付けてあること。 ※領収金額に家庭用蓄電池以外の金額が含まれる場合には、領収書の備考欄に「家庭用蓄電池を含む」と明記してください。 ※ローンの場合は入金確認書等（印紙不要）
7	<input type="checkbox"/>		<b>設備の仕様が確認できるメーカーカタログなど</b> ※設置した家庭用蓄電池がわかるように掲載箇所をマーカーで塗ってください。
8	<input type="checkbox"/>		<b>蓄電池設備の保証書の写し</b>
9	<input type="checkbox"/>		<b>太陽光発電設備が稼働していることがわかる書類</b> ※売買にかかる明細書の写しなど ※設置後に売電実績がない場合は、系統連系等にかかる書類など

裏面もご確認ください

10	<input type="checkbox"/>	<p>太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下2桁未満切捨）が10kW未満の設備であることを証する書類</p> <p>※設置契約書など</p>
11	<input type="checkbox"/>	<p>糸島市税に滞納がないことの証明書（発行から3月以内のもの）</p> <p>※「納税証明書」とは異なります。</p> <p>※糸島市役所市民課窓口で申請願います。本人以外の申請には委任状が必要です。</p>
12	<input type="checkbox"/>	<p>住民票の写し（発行から3月以内のもの）</p> <p>※同一世帯以外の方の申請には委任状が必要です。マイナンバーの記載は不要です。</p>
13 ①	<input type="checkbox"/>	<p>蓄電池を設置した住宅に係る登記事項証明書（発行から3月以内のもの）</p> <p>※法務局で申請取得してください（糸島市役所では取得できません）。</p> <p>※インターネットで取得した照会番号付き登記情報に代えることができます。</p>
13 ②	<input type="checkbox"/>	<p><b>【該当する場合】</b> 既存住宅で未登記の場合は、最新年度の固定資産評価証明書</p> <p>※賦課期日後に売買等により所有者が変わった場合は、売買契約書等の写しも添付</p>
13 ③	<input type="checkbox"/>	<p><b>【該当する場合】</b> 新築住宅で未登記の場合は、建築にかかる契約書の写し又は売買契約書の写し</p>